

仕 様 書

1. 件 名 官用自動車法定 12 ヶ月定期点検整備（福島地方気象台 フォレストアー）
2. 作業目的
道路運送車両法に基づき、福島地方気象台が使用する官用自動車の法定 12 ヶ月点検整備を実施し、自動車運転業務の安全性を確保する。
3. 対象車輛
自動車登録番号 : 福島 301 は 8241
初度登録年月日 : 令和 05 年 12 月 08 日
車検有効期限 : 令和 08 年 12 月 07 日
車名・型式 : スバル 5 AA-SKE
走行距離 : 25,914 Km（令和 07 年 08 月 19 日現在）
保管場所等 : 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎
福島地方気象台 要配慮者対策係長 Tel: 024-534-6724
4. 履行期限 令和 7 年 11 月 21 日（金）
5. 作業内容
作業については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準拠すること。
(1) 自動車点検基準に定められた基本項目・走行距離項目の点検
(2) 部品の交換等
 - ・クリーンフィルター交換
 - ・エンジンオイル交換
 - ・オイルエレメント交換
 - ・ウインドウウォッシャ液補充
6. 監 督
発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。
7. 検 査
発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。
8. そ の 他
 - (1) 点検の結果異常が認められ、別途作業の必要が生じた場合は担当官との協議による。
 - (2) 点検内容、整備結果が表記された書面（様式は任意）を提出すること。
 - (3) 本作業の仕様内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、その指示に従うこと。
 - (4) 対象車両の引渡し場所及び納車場所は、福島地方気象台とする。
 - (5) 対象車両の引渡し後から納車までは、受注者の責任の下、車両を管理し、車両に損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状回復すること。